



戸建住宅における V2H普及促進事業

説明会

2025.6.13 15:30～

Contents

1

事業概要

2

助成対象者

3

助成対象要件

4

助成対象経費・金額

5

申請の流れ・申請期間

6

その他注意事項



1 事業概要

事業の目的

戸建住宅におけるV2H普及促進事業とは、(公財)東京都環境公社が、**都内の個人、事業者が都内の戸建住宅に対しV2Hを導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、太陽光発電による電気の有効利用と家庭における非常時のエネルギー自立性の向上**を目的に実施するものです。

◆「戸建住宅」の定義

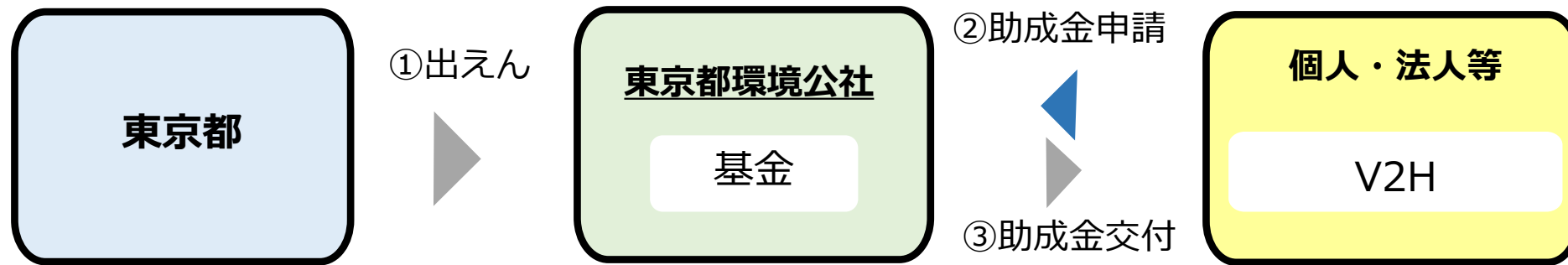
「戸建住宅」とは、建物の現在もしくは全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」の表記があるものとし、主たる用途が併記されている場合は種類によって認められるケースがございます（※助成対象例：「居宅・店舗」「居宅・事務所」「居宅・車庫」など。上記以外の種類におきましては別途お問合せください。）。

登記簿に**専有部分の家屋番号が複数ある「区分登記」の建物、居宅等の居住スペースが複数あるもの、共同住宅が含まれるもの等は「共同住宅」として助成対象外**となります。（二世帯住宅についても同様となります。）

例外もございますので、詳細は「手続きの手引き」にてご確認ください。

1 事業概要

事業スキーム



申請受付期間

令和7年度募集について

事前申込

: 令和7年5月30日～令和8年3月31日まで

交付申請兼実績報告

: 令和7年6月30日～

1

事業概要

遡及対応期間について

令和7年度は、令和7年4月1日から令和7年6月30日までを遡及対応期間とします。

⇒事前申込の受付日前に契約締結または契約締結及び工事をしていても、上記遡及対応期間であれば各助成要件への適合を前提に、令和7年度事業の助成対象とします。

⇒遡及対応期間における申請フローは通常と異なりますので、令和7年度手続きの手引きをご確認ください。

1 事業概要

遡及対応期間における事前申込の受付期限

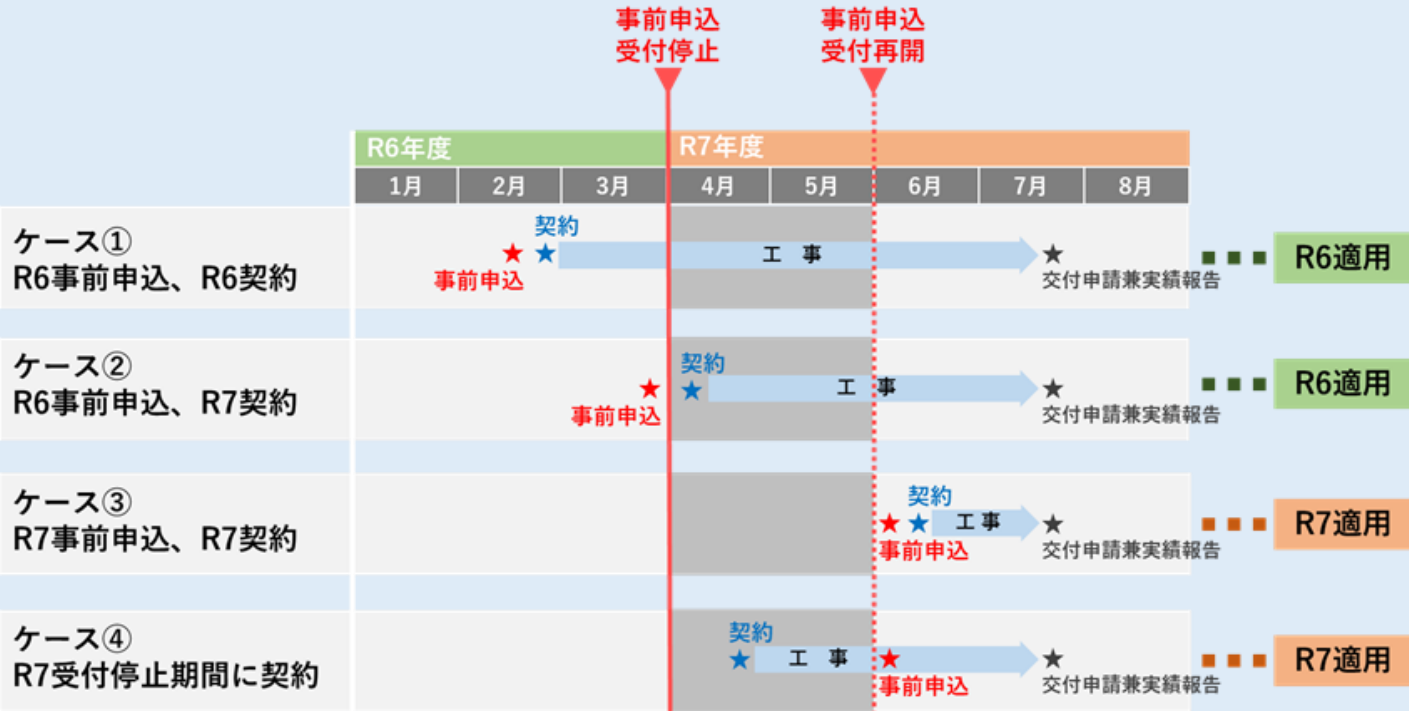
令和7年度の遡及対応期間における事前申込の受付期限は次のとおりです。

契約締結等をした日	事前申込の受付期限
令和7年4月1日から同年6月30日までの間 (R7遡及)	令和8年3月31日

1 事業概要

申請受付期間と事業年度の適用

令和7年度の事業の適用については「事前申込」を受け付けた日で判断いたします。



Contents

クール・ネット東京



1

事業概要

2

助成対象者

3

助成対象要件

4

助成対象経費・金額

5

申請の流れ・申請期間

6

その他注意事項



2 助成対象者

助成対象者

- 助成金の交付対象となるV2Hを、都内の戸建住宅に設置する個人
- 助成金の交付対象となるV2Hを、都内の戸建住宅に設置する事業者
- 助成金の交付対象となるV2Hを、当該V2Hをリース契約により上記個人又は法人に対して貸与するリース事業者（V2Hを貸与され使用している上記個人又は法人と共同で助成金の交付に係る申請を行う者に限る。）

＜上記にかかわらず、以下の者は助成対象者とはなりません＞

- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等。
- ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。
- ・ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在するもの。
- ・ 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの。

Contents

クール・ネット東京



1

事業概要

2

助成対象者

3

助成対象要件

4

助成対象経費・金額

5

申請の流れ・申請期間

6

その他注意事項



3

助成対象要件

助成対象機器

助成対象機器は以下の要件に適合するものとします。

V2H

- ・ 令和7年4月1日から令和10年9月29日までの間に都内の戸建住宅に設置するもの。
- ・ 中古品でないこと。
- ・ 助成対象者が都内の戸建住宅に設置日から継続して設置し、使用するV2Hであること。
- ・ 都の他のV2H助成金の交付を重複して受けていないこと。
- ・ 交付申請兼実績報告を提出した日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象機種になっていること。

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額**
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項



4 助成対象経費・金額

助成対象経費

V2H

機器費（本体購入費）及び工事費（消費税等は除く）

- ・ V2Hの本体購入費（機器の購入に要する費用）

※必ず適正価格にしてご申請ください。（適正価格はメーカーの希望小売価格が上限）

- ・ V2Hの工事費（設置工事にかかる費用）

※令和5年度CEV補助金（V2H充放電設備）業務実施細則の別表「設置場所区分が個人宅の場合」に記載された項目に従います。それに加え東京都では、設置に係る付属品（通信ケーブルや通信アダプター等）が設置工事費に含まれます。

※必ず適正価格にしてご申請ください。

4

助成対象経費・金額

助成金額

助成率	上限額
1/2 (通常の申請)	●助成対象経費の<u>2分の1の額</u> ●助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、<u>助成対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額</u> ●<u>上限50万円</u> 助成金額 = 助成対象経費 × 1 / 2 - 国等の補助金 (千円未満切捨て 上限50万円)
10/10 (増額申請)	≪条件≫ ・V2H設置後の交付申請兼実績報告時に<u>指定要件を満たした「太陽光発電システム」及び「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」</u>を所有していること ●助成対象経費の<u>10分の10の額</u> ●助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、<u>助成対象経費の額から当該補助金の額を控除した額</u>とします。 ●<u>上限100万円</u> 助成金額 = 助成対象経費 × 10 / 10 - 国等の補助金 (千円未満切捨て 上限100万円)

4

助成対象経費・金額

【増額申請】太陽光発電システムの要件

- ・ 発電出力が50kW未満であること。
- ・ 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。
- ・ 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。
- ・ 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。

4

助成対象経費・金額

【増額申請】EVまたはPHEVの要件

- ・自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。
- ・助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置されること。

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間**
- 6 その他注意事項



5

申請の流れ・申請期間

申請の流れ



5

申請の流れ・申請期間

事前申込と交付申請兼実績報告の概要

事前申込(電子・書面)

- ◆ 発注・工事**契約前**または、リース等の契約を**締結前**に事前申込を行ってください。
- ◆ 事前申込の**有効期限は1年間**です。
- ◆ 令和7年度事業ホームページの下記より事前申込可能です。（事前にメールアドレスの登録が必要）

メールアドレス登録フォーム

メールアドレス登録フォーム

※事前申込の前に、上記にてメールアドレスの登録をお願いします。

令和7年度事前申込

事前申込

交付申請兼実績報告（電子・書面）

- ◆ 事前申込の有効期限以内に交付申請兼実績報告を行ってください。

令和7年度交付申請兼実績報告 ※準備中

交付申請兼実績報告



必要書類

種別	項番	提出書類名称	確認事項
事前申込	1	設置予定機器の見積書（写し）	HP掲載の手引き、添付書類の手引きを、必ず参照ください。
交付申請兼実績報告	1	申請者（個人）本人確認書類	
	2	申請者（法人）実在証明書類	
	3	建物の登記事項証明書（登記簿）	
	4	設置機器の売買等契約書（写し）	
	5	設置機器の領収書（写し）・内訳	
	6	対象機器の保証書の写し	
	7	V 2 Hを設置する建物の全景写真	
	8	V 2 Hの型番及び製造番号（銘板）、設置状態を示す写真	
	9	国等の補助金交付決定通知書もしくは額確定通知	
	10	自動車検査証（写し）※増額申請時のみ	
	11	太陽光発電システムが要件に適合することを証明する書類 ※増額申請時のみ	
	12	太陽光発電システムで発電した電気が助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類 ※増額申請時のみ	
	13	リフォーム瑕疵保険の保険証券又は付保証明書 ※リフォーム瑕疵保険使用時のみ	
	14	リフォーム瑕疵保険料請求書 ※リフォーム瑕疵保険使用時のみ	

※その他、公社が審査に必要と認める書類の提出を求める場合があります。

5 申請の流れ・申請期間

令和7年度の提出について

原則として、受付は年度ごとに申請期間が決まっています。

事前申込	: 令和7年5月30日～令和8年3月31日まで
交付申請兼実績報告	: 令和7年6月30日～

原則として、事前申込・交付申請兼実績報告ともに
電子申請を推奨しております。

3月31日は、郵送：17時公社必着、電子申請：17時受付分までとなります。

5

申請の流れ・申請期間

提出先・お問い合わせ先

電子申請URL : <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/v2h-r7>

クール・ネット東京 V2H助成金



お問い合わせ先 : T E L : 03-6633-3823

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分

Contents

- 1 事業概要
- 2 助成対象者
- 3 助成対象要件
- 4 助成対象経費・金額
- 5 申請の流れ・申請期間
- 6 その他注意事項**



6

その他注意事項

書類の不備について

公社が受付した申請書類、又は交付申請書類の全部もしくは一部について不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内**にご回答頂けない場合は、不交付とすることがありますのでご注意ください。

財産の管理及び処分の制限

本助成金の対象機器の**法定耐用年数は6年**です。

対象機器の処分については制限があり、耐用年数が経過するまでの期間は善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。また、対象機器に不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとってください。

6

その他注意事項

質疑応答

➤ 手続代行者は必須ですか？

手続代行者に依頼せずに申請いただくことも可能です。

申請者と契約事業者等はよく話し合って手続代行の有無を決めてください。

➤ 他の補助金との併用は可能ですか？

①東京都の助成金では同一機器に対して複数の助成金は出しておりません。

そのため、同一機器の場合、併用は不可です。

②他の自治体の助成金については併用可能ですが、他の自治体の助成金事業で併用できない可能性がありますのでよくご確認ください。

6 その他注意事項

質疑応答

- **事前申込で金額を間違えていても交付申請兼実績報告で合っていれば問題ないでしょうか？（金額の上振れは可能か。）**
 - ・ 問題ございません。交付申請兼実績報告時の申請が正しいものとなり、金額の上振れも可能です。
 - **トライブリッドパワコンの取り扱いはどうしたらよいのでしょうか？**
 - ・ 同一のパワーコンディショナーが含まれる複数機器を複数事業に申請する場合、どれか一つの事業にパワーコンディショナーの費用を寄せて申請を行ってください。
- ※その際、事業の優先度は、「蓄電池＞V2H＞太陽光」としてください。

6 その他注意事項

質疑応答

➤ **増額要件のEV または PHEVは、中古車でも良いですか？**

- ・ V2Hの増額要件においては、EV または PHEVは中古車でも問題ありません。

➤ **増額要件のEV または PHEVは、いつまでに導入していれば良いですか？**

- ・ 交付申請兼実績報告までに増額要件を満たすようにしてください。

6

その他注意事項

質疑応答

➤二世帯住宅は本事業の対象となりますか？

・本事業は「戸建住宅」が対象で、「戸建住宅」とは、建物の現在もしくは全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」の表記があるものとなります。したがって、本事業の対象かどうかについては、まず建物の登記簿をご確認ください。

なお、登記簿に専有部分の家屋番号が複数ある「区分登記」の建物、居宅等の居住スペースが複数あるもの、共同住宅が含まれるもの等は「共同住宅」として助成対象外となります。

➤よくある不備を教えてください。

- ・建物の登記簿に「共同住宅」の記載がある、専有部分の家屋番号が複数ある。

⇒本事業の対象外です。

- ・増額申請の太陽光発電システムに係る書類が不足している。

⇒要件を満たす書類が用意できない場合、増額申請の対象外となる場合がございます。

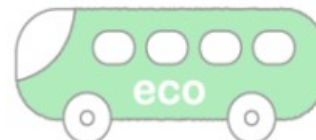
（書類の詳細については手続きの手引きをご確認ください。）

ご清聴ありがとうございました。



説明会に関するご質問は、HPよりお問い合わせください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/v2h-r7>





ご参加いただきありがとうございました。

